学校法人京都外国語大学　役員及び評議員に対する報酬等の支給基準

（目的）
第１条　この規程は、学校法人京都外国語大学（以下「学園」という。）の寄附行為第59条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）
第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる
（１）役員とは、理事及び監事をいう。
（２）常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である者をいう。
（３）非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
（４）非常勤の評議員とは、評議員のうち学園の専任教職員でない者をいう。
（５）報酬等とは、報酬、手当、退任慰労金その他の役員及び評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。報酬等には、特別職としての契約及び教育職員給与規程又は事務職員給与規程に基づくものを含まない。
（６）費用とは、役員及び評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）
第３条　役員及び評議員に対しては、報酬等を支給するものとする。
２　役員及び評議員に対しては、役員及び評議員としての賞与は支給しない。
３　役員に対しては、退任慰労金を支給するものとする。

（報酬の算定方法）
第４条　役員及び評議員の報酬は別表１に定める額とする。
２　主任監事には、手当として前項の報酬とは別に月額100,000円を支給する。
３　月の中途における、就任、退任、又は解任の場合の報酬について、その属する月分の報酬を支払うものとする。

（退任慰労金の算定方法等）
第５条　役員の退任慰労金は、別表2に定める基準額に役員在任期間を乗じて得た額を限度とし、常任理事会において決定する。
２　役員在任期間は、就任から退任までの年数とし、１年未満の端数は月数をもって、１か月未満の端数は１か月として計算する。
３　第１項の定めのほか、当該役員の学園に対する特別の功労が顕著である場合には、常任理事会の議を経て、理事長は別表3に定める在任期間の加算率を基準額に乗じて得た額を退任慰労金加算金として支給することができる。

（報酬等の支給方法）
第６条　役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。
（１）報酬　毎月25日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。）
（２）退任慰労金　任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内
２　報酬等は現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
３　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の辞退 ）
第７条　報酬等は「報酬等辞退届」（別記様式1）により申し出ることにより、辞退することができる。
２　前項の辞退を取消する場合は、「報酬等辞退の取消申出書」（別記様式2）により申し出ることができるものとする。
３　前項の申し出があった場合には、申出日の属する月の翌月分から報酬等を支払うものとする。

（費用）
第８条　役員及び評議員が職務の執行にあたって生じる旅費は、別表4に基づき支給する。
２　役員及び評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合には、当該費用を支給する。

（費用の特例）
第９条　非常勤の役員及び評議員が京都市域で開催される理事会及び評議員会等に出席した場合には、別表5に規定する費用を支給する。

（公表）
第10条　学園は、この基準をもって、私立学校法第151条第２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）
第11条　この基準の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

（改廃）
第12条　この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附　則
この基準は、令和２年４月１日から施行する。
２　昭和62年4月1日施行の「学校法人京都外国語大学役員報酬支給基準」及び「学校法人京都外国語大学役員の退職慰労金に関する内規」は、令和２年3月31日をもって廃止する。
附　則
この基準は、令和7年7月1日から施行する。
２　令和４年３月１日施行の「学校法人京都外国語大学役員出張旅費支給基準」及び令和２年４月１日施行の「学校法人京都外国語大学役員報酬等の支給基準」は、令和７年６月30日をもって廃止する。
附　則
この基準は、令和８年７月１日から施行する。

別表1

区　　分		金　　額
理　事	理事長	（月額）260,000円
	副理事長	（月額）170,000円
	専務理事	（月額）150,000円
	常勤理事	（月額）130,000円
	非常勤理事	（月額）100,000円
監　事	常勤監事	（月額）400,000円
	非常勤監事	（月額）200,000円
評議員	非常勤評議員	（月額）20,000円
	上記以外	（出席の都度）10,000円

別表2

区　分		基準額（年額）
理　事	理事長	1,000,000円
	副理事長	700,000円
	常勤理事	500,000円
	非常勤理事	300,000円
監　事	常勤監事	400,000円
	非常勤監事	200,000円

別表3

在任期間	加算率
1任期（4年）以上	20％以内
2任期（8年）以上	40％以内
3任期（12年）以上	60％以内
4任期（16年）以上	80％以内
5任期（20年）以上	100％以内

別表4

区　分	理事長	理事・監事	評議員
運　賃	実費	実費	実費
宿泊料	30,000円 （但し、東京都区域にあっては、40,000円）	20,000円 （但し、東京都区域にあっては、30,000円）	14,000円
日　当	7,000円	5,000円	4,000円

※役員の実費にはグリーン料金を含む。

※職員評議員には、「学校法人京都外国語大学　教職員出張旅費規程」を適用する。

別表5

区　分	非常勤理事・監事	非常勤評議員
運　賃	実費	実費
宿泊料	20,000円	14,000円
京都市域内交通費	5,000円	5,000円

別記様式1（報酬等辞退届）

別記様式2（報酬等辞退の取消申出書）